

議案第 81 号

議決第 号

始良市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件

始良市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例を制定したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 子育て環境の充実及び子どもの健全な育成と子育てをしている家庭の支援を図るため、始良市子育て支援拠点施設(以下「子ども館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 子ども館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
始良市子ども館	始良市加治木町本町400番地

2 子ども館に愛称を付することができる。

(職員)

第3条 子ども館に、館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 子ども館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもと保護者に遊び・交流の場を提供すること。
- (2) 子育て等に関する相談及び情報・支援サービスを提供すること。
- (3) 一時預かり事業(保護者の通院、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難となった場合又は育児疲れによる心理的・身体的な負担の軽減解消などに対応するため、乳幼児を一時的に預かることをいう。以下同じ。)による子育ての環境整備及び児童福祉の向上を図ること。
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。
- (5) こども家庭センターと連携を図ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 市長は、一時預かり事業を社会福祉法人その他事業の適切な運営が確保できると認める者に委託することができる。

(開館時間等)

第5条 子ども館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、一時預かり事業の利用時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、午後5時以降の利用は、予約があったときのみとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、当該各項に規定する開館時間又は一時預かり事業の利用時間を臨時に変更することができる。

(休館日等)

第6条 子ども館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日(その日が、休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後において最初の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用することができる者の範囲)

第7条 子ども館を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 小学校3年生までの者及びその保護者。ただし、一時預かり事業にあつては、生後3か月から小学校就学前までの乳幼児

(2) 妊娠中の者及びその者に同伴する者

(3) 子育て支援に係る活動を行う者

(4) 子育てに係る相談等を希望する者

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、同項各号に規定する者以外の者であっても利用することができる。

(利用の許可)

第8条 子ども館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 子ども館の施設及び設備(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。
(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が、前条第2項に規定する内容に違反したとき。
- (2) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用者が、虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

(施設の利用料)

第10条 子ども館の利用料は、無料とする。

(一時預かり事業の利用料)

第11条 一時預かり事業を利用する者は、別表に定める利用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は市長の許可を受けずに利用の目的を変更することはできない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に子ども館の管理を行わせることができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども館の利用許可及び利用許可取消しに関すること。
- (2) 子育てに関する相談業務に関すること。
- (3) 一時預かり事業の実施に関すること。
- (4) 施設等の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども館の運営に関して市長が必要と認める業務

2 前項の規定により指定管理者が業務を行う場合の規定の適用につい

ては、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者は、第5条第3項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項及び第11条第2項の規定の適用については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(指定の期間)

第15条 第13条の規定により指定管理者に管理を行わせる期間は、5年以内とする。

(個人情報取扱い)

第16条 指定管理者又は指定管理者が行う業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項及び同法第67条の規定により、個人情報を適正に取り扱うとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復)

第17条 利用者は、子ども館の施設の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の制限を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 利用者その他子ども館に来館する者は、子ども館の施設、設備、器具等を故意又は過失により毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないことを認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第11条関係)

利用する乳幼児の人数	利用料(1時間につき)
1人の場合	400円
2人以上の場合	400円に2人目以降の乳幼児1人当たり200円を加算した額

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。